

8 公共料金等の軽減

活動範囲を広げ、情報伝達を円滑にするため、公共料金が軽減されます。

旅客鉄道運賃の割引

【窓口】JR各駅・富山地方鉄道等各駅

(1) 身体障害者手帳・療育手帳について

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は次の区分に応じて運賃・料金が割引になります。

乗車券を購入する時や、車内で運賃を支払う時に手帳を提示してください。富山地方鉄道等の私鉄バス、市電を利用される時は、運賃を支払うときに手帳を提示してください。

○JR（鉄道・バス・航路）・富山地方鉄道（電車）・あいの風とやま鉄道、万葉線等

	第1種障害者と 介護者の乗車	第1種障害者 単独	第2種障害者
割引対象者	本人と介護者	本人のみ	本人のみ
普通乗車券	5割引	5割引	5割引
定期券	5割引 (JR対象外)	5割引 (富山地方鉄道対象外)	5割引 (12歳未満の本人が介護者と乗車する場合に限る) (万葉線対象外)
回数券 (富山地方鉄道は 回数券の取扱いなし)	5割引	5割引 (あいの風、万葉線のみ)	5割引 (あいの風、万葉線のみ)
急行券	5割引(JR)		
割引区間	全線	(JR) 片道100kmを超える 区間のみ (富山地方鉄道・あいの風 とやま鉄道、万葉線) 全線	(JR) 片道100kmを超える 区間のみ (富山地方鉄道・あいの風 とやま鉄道、万葉線) 全線

③ 1) 特急券、グリーン券、ライナー券（あいの風）等は割引されません。

2) 6歳以上12歳未満の障害児は、小児運賃の50%引きです。ただし、小児定期乗車券は割引されません。

○市内軌道線（市電）

手帳を持つ方の普通運賃は50%引きです。第1種障害者の方は、介護者も同様の割引です。

○富山地方鉄道等の私鉄バス、加越能バス

手帳を持つ方の普通運賃は50%、定期乗車券は30%引きです。第1種障害者の方は、介護者も同様の割引です。（10円未満は四捨五入）

※低床バスの運行については各バス運行会社にお問い合わせください。

タクシー運賃の割引

【窓口】富山県タクシー協会 ☎423-0622

タクシーをご利用された場合、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が乗車された区間又は時間に対し10%の割引となります。乗車時に手帳を提示してください。

ジパング倶楽部《特別会員》

【窓口】 富山市身体障害者協会 ☎428-0181 F 428-0181
(富山市障害者福祉プラザ3階 受付時間：火～金 10:00～14:00)
富山県身体障害者福祉協会 ☎432-6331 F 433-4610
(サンシップとやま3階 受付時間：月～金 9:00～15:00)

J R線を片道で 101 km以上のご利用時に使用できます。身体障害者手帳により購入できる普通乗車券以外の特急券・急行券・グリーン券・座席指定券が割引購入できます。

○対象者

身体障害者手帳の交付を受けている男性満 60 歳以上、女性満 55 歳以上で、身体障害者協会の会員に加入した方が対象となります。(第 1 種の方は介護者も同様の割引を受けられます)

○入会方法

富山県身体障害者福祉協会・富山市身体障害者協会に、年会費 1,400 円 及び協会非会員の方におかれましては協会費 1,500 円 (詳細は地区協会にお問い合わせください) も添えて申請頂ければ、必要事項をお伺いして手続きをいたします。(新規加入の方は障害者手帳のコピーをお持ちください) 約 1 か月程度でお手元にジパング手帳が届きます。

有料道路通行料金の割引

【窓口】 障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F 443-2143
各行政サービスセンター 地域福祉係

○対象者

身体障害者手帳の交付を受けた方及び療育手帳Aの交付を受けた方。

第 1 種障害者の場合は介護者運転も可。第 2 種障害者の場合は本人運転時のみとなります。

○対象車種

(1) 乗用自動車 (ライトバン等の荷物積載兼乗用を含む)

(2) 特種用途自動車のうち乗車定員 10 名以下のキャンピング車

これらのうち、本人、本人と同一生計者またはその方を日常的に介護する方 (法人は対象外) が所有する自動車。営業用の自動車は除きます。

○割引率

通常料金の半額を割引きます。重複して適用されない割引があります。

○申請

①身体障害者手帳又は療育手帳 ②第 2 種障害者の場合は運転免許証又はマイナ免許証を持参してください。

割引対象車の車両番号を手帳に記入し、割引登録手続きを行います。

登録には有効期限があります。事前 (2 か月前から) に更新の手続きが可能です。

○E T C 搭載車 (障害者 1 人につき 1 台のみ E T C 無線通行の登録可)

E T C 搭載車で割引の場合は上記のものに加えて、①車検証、②E T C カード (障害者本人名義に限ります。ただし未成年の重度障害者の方でご本人が運転しての割引を受けない方のみ特例として、親権者、後見人の名義のカードも対象になります) ③E T C 車載器セットアップ申込書・証明書が必要です。

○割引制度の見直しについて (令和 5 年 3 月 27 日利用開始)

上記申請手続きにより、事前登録していない車両での有料道路利用時も、登録済みシールが貼付された障害者手帳を料金所で提示することで割引が適用されます。また、E T C 搭載車で割引申請の場合のみオンライン申請が可能です。詳しくは専用サイトをご確認ください。

航空旅客運賃の割引

【窓口】 航空券発売所

身体障害者手帳または戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方 (満 2 歳以上)、および同行される介護者の方 (満 12 歳以上、お一人様まで) が航空機を利用される場合は、航空会社において運賃の割引の適用があります。割引対象となる区間は、定期国内線全区間です。

※なお、割引の適用範囲等は各航空会社により異なりますので、ご利用される場合は、事前に、各航空会社にご確認ください。

NHK放送受信料の免除

【窓口】身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方

障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F 443-2143

各行政サービスセンター 地域福祉係

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

保健所 保健予防課 ☎428-1152 F 428-1150

各保健福祉センター

次の方は、受信料が免除されます。手帳と印鑑を持参のうえ担当窓口で証明を受けてからNHKへ申請してください。(NHK富山放送局 ☎444-6640 (平日午前10時～午後5時受付) F 444-6649)

○身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

免 除 区 分	対 象 者
全 額 免 除	次の2つに該当する世帯です ①世帯構成員の中で、どなたかが、 ・身体障害者手帳(1級～6級) ・療育手帳(A、B) ・精神障害者保健福祉手帳(1級～3級) のいずれかを持っている ②同じ世帯の方全員が住民税非課税(6月1日以降の課税状況で判断します) ※1月2日以降に他の市町村から転入した方は、非課税状況が確認できないので、<u>1月1日時点でお住まいの市町村での非課税証明書(最新年度分)が必要です</u>
半 額 免 除	住民票の世帯主が、受信契約者で ・視覚障害の身体障害者手帳(1級～6級) ・聴覚 // (2級～6級) ・上記以外の身体障害者手帳(1級～2級) ・療育手帳(A) ・精神障害者保健福祉手帳(1級) のいずれかを持っている

公的施設等の利用料の割引

【窓口】各施設

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、公的施設の入場料又は利用料が割引になる場合があります。入場の際に手帳を提示してご確認ください。

また障害者手帳アプリ「ミライロID」の提示でも割引になります。各施設にご確認ください。

郵 便

【窓口】郵便局

○点字郵便物、特定録音物等郵便物(盲人用の録音物など)は無料となります。(点字郵便物は、点字のみを掲げたものを内容とするものです。特定録音物等郵便物は、盲人用の録音物または点字用紙を内容とする郵便物で、日本郵便㈱が指定する施設から差し出し、またはこれらの施設にあてて差し出されるものに限ります。)

○身体障害者手帳に「1級」又は「2級」の表記がある方あるいは知的障害者で療育手帳に「A」、「1度」または「2度」の表記のある方は、郵便局へのお申し込み希望によりおひとりにつき20枚の葉書が配付されます。(今年度の受付は、4月1日(水)から6月1日(月)まで)(青い鳥郵便葉書の無償配付)

目の不自由な方に対する振替サービスの窓口利用料金の割引

【窓口】郵便局・ゆうちょ銀行

目の不自由なお客さまが窓口で送金サービスを利用される場合、身体障害者手帳をご提示いただくことにより、窓口に比べて割安なATM利用料金にてお取り扱いいたします。なお、ご利用はATM設置店舗において、ご本人名義で送金される場合に限りです。詳しくは、郵便局・ゆうちょ銀行窓口へお問い合わせください。

電話番号の無料案内の申込

【窓口】NTTふれあい案内担当

☎0120-104174 FAX0120-104134

受付時間：午前9時から午後5時

(土・日・祝日及び年末年始を除く)

電話帳利用が困難な、目や上肢等の障がいのある方、および知的障がいや精神障がいのある方が事前に登録をしておくことでNTTの番号案内を無料で利用できる制度です。

詳しくは、NTTふれあい案内担当へお問合わせください。

※FAXによるお問い合わせの際は、お名前と連絡先FAX番号を用紙に記載して、送信してください。

◎身体障害者手帳をお持ちで、次の障がいを有する方

- (1) 視覚障がい 1～6級
- (2) 肢体不自由(上肢)(体幹)(乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい) 1～2級
- (3) 聴覚障がい 2～4、6級(1級、5級はなし)
- (4) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい 3～4級(1～2級はなし)

◎戦傷病者手帳をお持ちで、次の障がいを有する方

- (1) 視力の障がい 特別項症～第6項症
- (2) 上肢の障がい 特別項症～第2項症
- (3) 聴覚障がい 第2、4項症
- (4) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい 第1～2、4項症

◎療育手帳(愛護手帳・みどりの手帳と呼ばれる場合もあります)をお持ちの方

◎精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

携帯電話基本使用料等の割引

【窓口】各携帯電話会社

※割引の詳細な内容につきましては各携帯電話会社へお問い合わせください。

市営駐車場駐車料金の免除

【窓口】各市営駐車場

【問合わせ先】管財課 財産管理係

☎443-2023 F431-7665

【指定管理者】富山城址公園パークマネジメント共同企業体(城址公園) ☎070-8529-6677

タイムズ24(株)(総曲輪・桜町・富山駅北)

☎0120-72-8924

市営駐車場(城址公園・総曲輪・桜町・富山駅北)の駐車料金のうち、最初の1時間分が免除になります。駐車場の入場または出場の際、駐車券と合わせて、お持ちの手帳またはミライロIDを提示してください。

○対象

身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方が、運転または同乗する自動車が駐車場を利用するとき。